（平成二十一年租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第十九条　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三条第一項の表第三十二条の二第十四項から第十六項までの項の次に次のように加える。

連結事業年度	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度

（平成二十三年租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第二十条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項の表第三十二条の二第十二項から第十四項までの項の次に次のように加える。

連結事業年度	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度

附則第十一条第三項中「連結事業年度に」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「令和二年旧措置法」という。）第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度（以下この条において「連結事業年度」という。）に」に改め、同条第四項中「連結法人」を「令和二年旧措置法第二条第二項第十号の六に規定する連結法人」に改める。

（消費税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第二十一条　消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第三項中「第六条」を「第七条」に改め、「又は第二項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改める。

（平成二十八年租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第二十二条　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百五十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条中「同条第二項中」の下に「「連結事業年度」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度」と、」を加え、「とあるのは、」を「とあるのは」に改める。

（平成二十九年租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第二十三条　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条中「同条第二項第一号中」の下に「「連結事業年度」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度（以下この条において「連結事業年度」という。）」と、」を加える。

附則第二十三条第三項中「から第六十五条の九まで」を「、第六十五条の八第一項、第四項から第九項まで及び第十一項から第十九項まで並びに第六十五条の九」に、「及び第三十一項」を「、第三十二項から第三十九項まで及び第四十二項」に改め、同項の表第十五項の項中「事業年度（第三十九条の百六第九項前段」を「事業年度（第三十九条の百六第九項前段の買換資産にあつては、同項前段に規定する経過する日を含む連結事業年度」に、「旧効力連結措置法施行令第三十九条の百六第九項前段の買換資産にあつては、同項前段」を「旧効力連結措置法施行令第三十九条の百六第九項前段の買換資産にあつては、同項前段に規定する経過する日を含む所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（第二十二項において「令和二年旧措置法」という。）第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度（以下この条において「連結事業年度」という。）」に改め、同表第二十二項の項を次のように改める。

第二十二項	法第六十八条の七十八第四項	旧効力連結措置法第二条第二項第二十二号に規定する
	連結所得	令和二年旧措置法連結所得

附則第二十三条第十二項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十項中「第十一項の」を「第十二項の」に改め、「（昭和四十年政令第九十七号）」を削り、同項の表第百二十三条の八第九項第四号の項中「第百二十三条の八第六項第五号」を「第百二十三条の八第十一項第二号の項を削り、同条第十項を同条第十四項とし、同条第九項中「附則第六十九条第十一項」を「附則第六十九条第十二項」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の二項を加える。

12　改正法附則第六十九条第十三項に規定する政令で定める金額は、千万円とする。

13　改正法附則第六十九条第十三項に規定する法人が同項に規定する通算開始直前事業年度又は通算加入直前事業年度終了の時に同項に規定する特別勘定の金額（以下この項において「特別勘定残額」という。）を有する場合において、当該特別勘定残額が次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める特別勘定の金額に該当するときは、当該特別勘定残額については、同条第十三項の規定は、適用しない。

一　法人税法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人（同項に規定する親法人を除く。）　法人税法施行令第百三十一条の十三第二項第四号ロに掲げる特別勘定の金額

二　法人税法第六十四条の十二第一項に規定する他の内国法人　法人税法施行令第百三十一条の十三第三項第四号ロに掲げる特別勘定の金額

附則第二十三条第八項中「附則第六十九条第十一項」を「附則第六十九条第十二項」に、「から第六十五条の九まで」を「、第六十五条の八第一項、第四項から第九項まで及び第十一項から第十九項まで並びに第六十五条の九」に、「第三十一項」を「第三十二項から第三十九項まで、第四十二項」に改め、同項の表第十五項の項中「事業年度（第三十九条の百六第九項前段」を「事業年度（第三十九条の百六第九項前段の買換資産にあつては、同項前段に規定する経過する日を含む連結事業年度」に、「旧効力連結措置法施行令第三十九条の百六第九項前段の買換資産にあつては、同項前段」を「旧効力連結措置法施行令第三十九条の百六第九項前段の買換資産にあつては、同項前段に規定する経過する日を含む所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（第二十二項において「令和二年旧措置法」という。）第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度（以下この条において「連結事業年度」という。）」に改め、同表第二十二項の項を次のように改める。

第二十二項	法第六十八条の七十八第四項	旧効力連結措置法第六十八条の七十八第四項
	連結所得	令和二年旧措置法第二条第二項第二十二号に規定する連結所得